



2023年12月12日

「LT会」会報第23-13号(総253号)

LTグループ

## 社会保険料の申告納付プロセス改訂に伴う注意点

2023年12月1日、【2023】第2号公告---『社会保険料申告納付プロセスの最適化調整公告』(上海市税務局、財政部、人力保障資源部などの部門が共同で公布、以下、「公告」という)が施行されました。これにより、雇用者(以下、「企業」という)と従業員個人が社会保険料の申告納付を行う際の窓口が従来の社会保障部門から税務署へ変更されており、注意が必要です。また、現在多くの企業が従業員のために社会保険料を完全に納付していない、或いは全額で納付していない状況に対して、今後、税務署が社会保険料と個人所得税を窓口一本化徴収することにより、こういう社会保険の納付逃れや過少納付等の問題を解決する見込みです。

### 一、社会保険料申告納付についての変更点

企業の社会保険料申告納付の対象及び納付される保険種類に変更はなく、変更点は下記の通りである：

変更点	2023年12月1日以前	2023年12月1日以降
(1) 人員情報登記 従業員の採用、社会保険加入登記情報の変更、従業員の納付停止(例えば退職、定年)等の登記	①. 社会保障部門は <b>人員情報登記、年次納付基数申告</b> 等の業務を担当する。	①. 社会保障部門は <b>人員情報登記</b> 、政策に基づく追納及び過去の料金滞納による特殊な納付業務のみを担当する。
(2) 年次の納付基数 <sup>1</sup> の申告 企業は毎年 <b>4月から6月まで</b> に次年度の社会保険交付基数として在職保険加入従業員の前年度の月平均給与を申告する。	②. 社会保障部門が当年度の社会保険の交付基数を査定・調整し、毎月納付金額を査定し、税務部門に転送する。	②. 社会保障部門は人員情報登記業務を行った当月27日~翌月7日頃、 <b>税務部門にデータを転送する</b> 。
(3) 新入社員の納付基数申告 企業は新入社員のために保険加入登記の <b>翌月</b> に「納付基数」を申告しなければならない。	③. 税務部門は <b>月次社会保険料の申告交付業務のみ</b> を担当する。	③. 人員情報登記業務を除き、従業員の <b>年次納付基数申告</b> 、給与調整、社会保険料申告納付などの日常業務はすべて税務部門が受理する。
(4) 月次社会保険料の申告、納付方法	(1) システムでの <b>自動申告</b> 、納付 (2) 毎月 <b>10-15日の間に、税務局</b> は一括して源泉徴収を行い、一括源泉徴収期間を超えた場合には、企業は当月末までに自ら申告交付を完了させなければならない。	(1)企業は <b>自ら申告</b> 、納付する。 (2)毎月 <b>15日までに</b> 企業は自ら申告を完了させなければならない、納付期限は当月末までである。

<sup>1</sup> 従業員の前年度1月から12月までのすべての給与所得の月平均額によって確定されるものである。



# LT GROUP

## SUPPORTING CHINA BUSINESS

備考:以上の各種業務は、社会保険部門については「一网通办」オンラインプラットフォームにて処理でき、税務部門については「上海市電子税務局」或いは「社会保険料管理クライアント」にて処理することができる。

### 二、注意事項

- 2023年に企業がすでに社会保険部門へ従業員の納付基数を申告している場合、**税務部門は継続して情報を使用するため、再度税務部門へ申告する必要はない。**
- 企業は、従業員の個人納付部分を含め、**全員、全税目、全額**を申告しなければならない。一部の保険種類又は一部の従業員のみで申告することはできない。
- **社会保険料納付通知書**:通常どおり毎月社会保険料を納付する企業は、社会保険料を申告した後、**社会保険料申告表**を印刷し、企業の内部管理事項に用いることができる。
- **社会保険料納付記録**:企業は社会保険料納付を完了した後、社会保険料管理クライアント或いは上海市電子税務局を通じて「社会保険料納付記録」を入手することができる。
- 企業が納付方式を税務機関、国庫、銀行の三者協議で納付する場合も、システムが自動的に引き落とすこととはなく、システムの「**納付**」ボタンをクリックして**確認**することが必要である。
- 企業が社会保険料を期限内に申告しなかった場合、税務局はまず申告を催告し、それでも納付が期限内に完了しなかった場合には、滞納日数を翌月1日から計算し、延滞金と元金を一括して納付しなければならない。
- 企業が2023年12月所属期の前(即ち、2022年12月まで)の納付基数を申告・調整しようとする場合、社会保険部門に報告する必要がある。

### 三、その他

上記は上海市における社会保険納付プロセスの最新変更点であるが、上海市だけではなく、江蘇省、北京市などで相次ぎ社会保険の申告・納付プロセスが見直されている。企業の申告納付プロセスの利便性を向上させると同時に、社会保険金過少申告や納付逃れの取り締まりを強化されるとみられる。今後ともこうした流れに注目し、社会保険納付のコンプライアンス順守に留意していく必要がある。

以 上